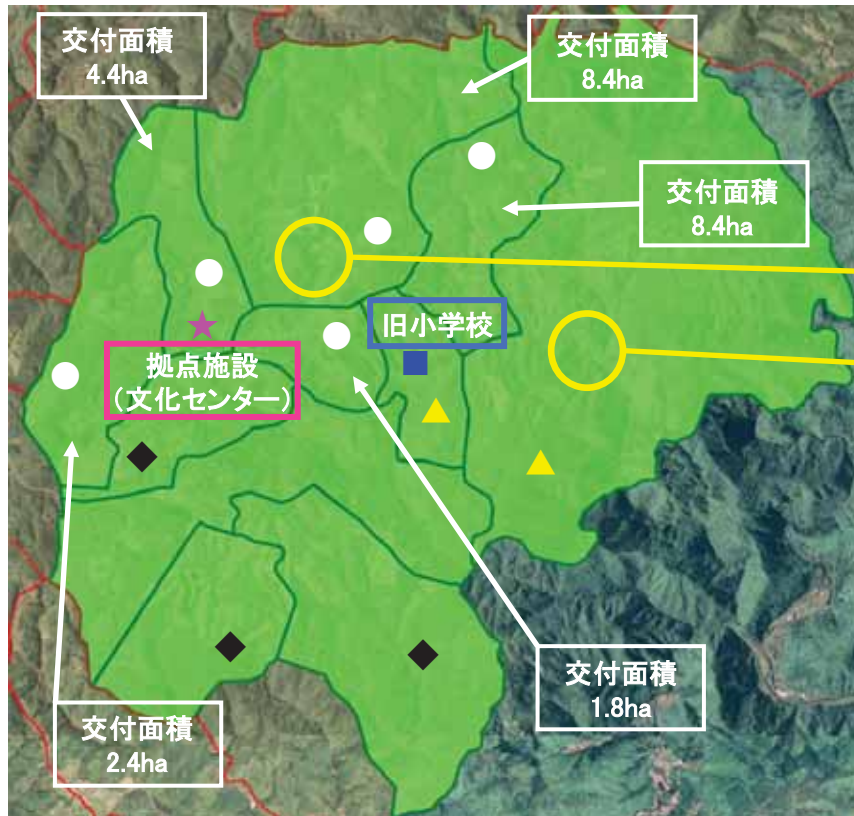


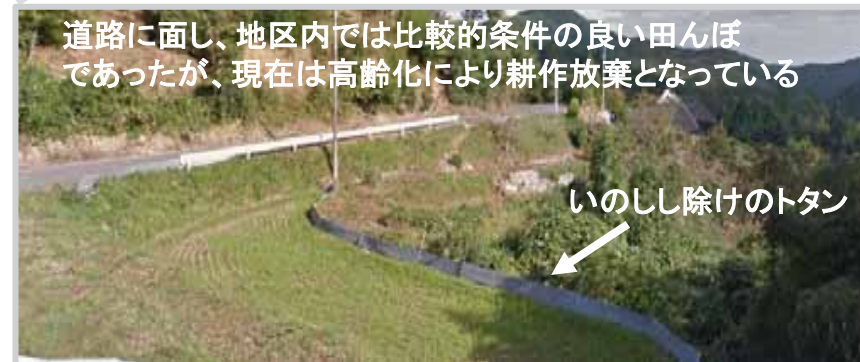
4. 農村RMOにおける農用地保全活動

中山間地域の現状

- A町は、平成16年に4町村が合併し誕生、合併当時の人口は1万2千人あったが現在は高齢化と人口減少が進行。
- B集落のように中山間直払に取り組んでいる地区では農地が維持されている。
- 他方で、C集落では人口減少が進行し、小学校も無くなり、農地の維持が困難になる集落も増えており、集落機能の低下が顕著。

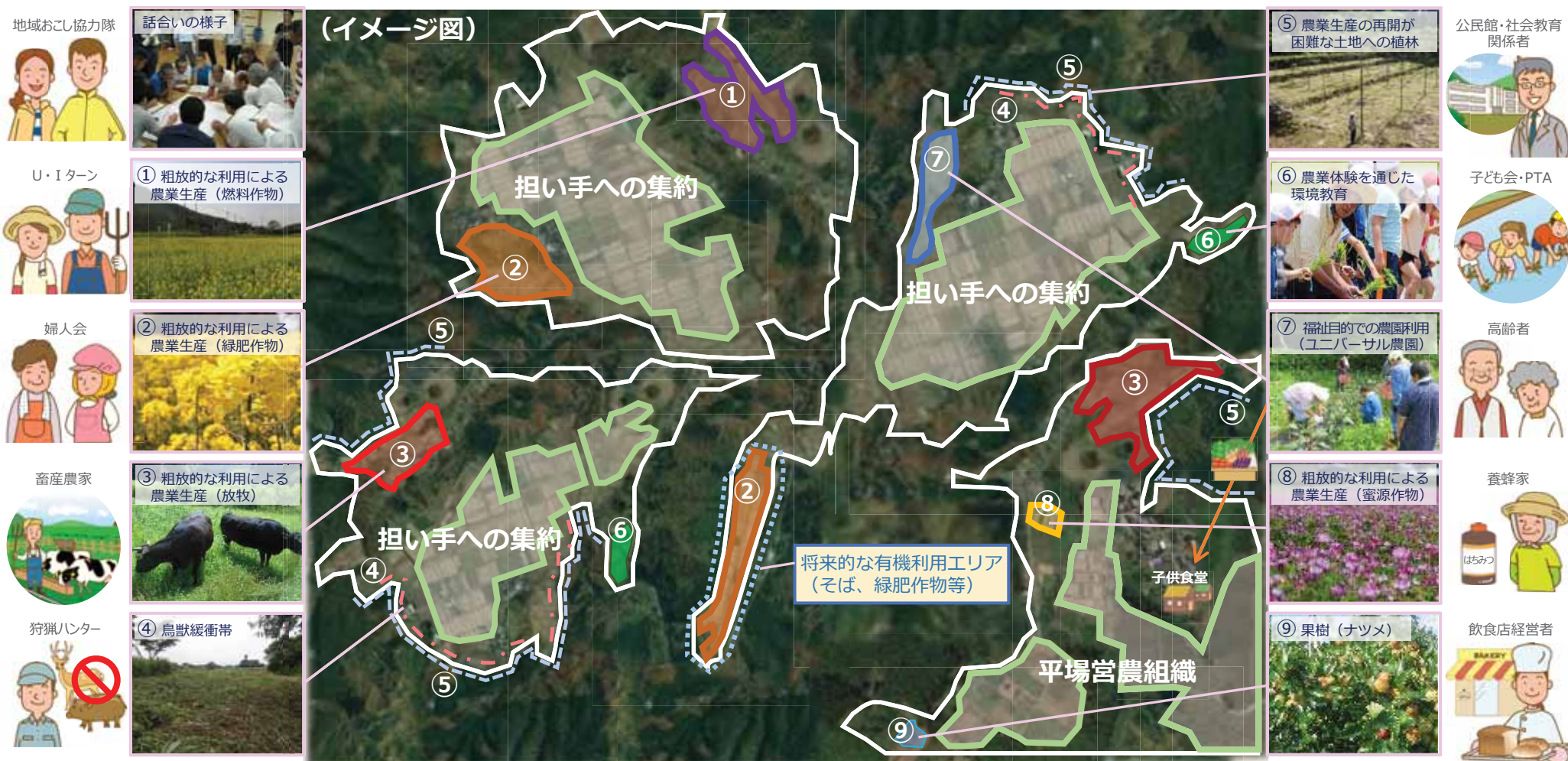


- 注1: ● → 中山間地域等直接支払の協定がある集落
 2: ▲ → 過去に中山間地域等直接支払に取り組んでいた集落
 3: ◆ → これまで中山間直接に取り組んでいない集落



複数集落を対象とした持続的な土地利用（再編）のイメージ

- 人口減少や高齢化が急速に進行する中山間地域においては、近年、更に人口減少が進行し、集落コミュニティの脆弱化が懸念されるとともに、様々な政策努力を払ってもなお農地としての維持が困難な土地が増大。
- このため、地域の話し合いを通じ、守るべき農地を明確化し、従来の手法では維持困難な農地については、地域内外の新たな人材等と呼び込みながら、放牧、蜜源作物、緑肥作物等、省力作物による粗放的利用等により農用地を保全。



担い手への集積・集約化が困難な農地について、農村RMOを中心に農用地保全に向けた土地利用を検討

農村RMOが関係する 多種多様なプレイヤー



高齢者の介護予防事業



社会・環境教育
(公民館活動)



障がい者福祉施設との連携



生活困窮者などの農園利用



新規就農者



地域おこし協力隊



婦人会による特産物づくり



「〇〇銀行」「〇〇食品」「〇〇建設」等

地域企業のCSR活動

地域の農地を有効活用



生きがいがづくりの場



交流の場



緑肥作物／有機農業の取組



養蜂家と連携した蜜源作物



放牧の取組



手間のかからない作物の植栽



鳥獣緩衝帯として利用



計画的な植林

農村空間の管理

地域で支えるむらづくりの推進

（参考）地域計画と活性化計画の一体的推進

令和4年6月
農林水産省 経営局、農村振興局

- 農地については、**農業上の利用が行われることを基本**として、まず、**基盤法**に基づき、**農業上の利用が行われる農用地等の区域**について、**地域計画**を策定
- その上で、農業生産利用に向けた様々な政策努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、農用地の保全等に関する事業を検討し、**粗放的な利用等を行う農地**について、必要に応じ**農山漁村活性化法**に基づく**活性化計画**を策定
- 両法に基づく地域の土地利用についての**話し合いを一体的に行い**、両法による措置を**一体的に推進**することにより、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、**農地の適切な利用を確保**

農業者等による協議

- 協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ

茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

「農業上の利用が行われる区域」の考え方

農地については、農業上の利用が行われることが基本であるとの考えの下、農業生産利用に向けた努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地^(※)について、「農業上の利用が行われる区域」の外の農地として粗放的な利用等を検討

※の具体例

- ① 農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
- ② 山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの



活性化計画（農山漁村活性化法）

農用地の保全等に関する事業

①粗放的な農業利用

- ・放牧
- ・景観作物
- ・エネルギー作物



②農業生産の再開が容易な土地として利用

- ・ビオトープ
- ・鳥獣緩衝帯



③計画的な転換を図る土地として利用

- ・計画的な林地化（早生樹等）

